

①情報共有(情報公開)

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>市文書管理規程(S60施行)</li> <li>情報公開条例(H17施行)</li> <li>情報公開請求等の受付(R1:132件)</li> <li>個人情報保護条例(H17施行)</li> <li>個人情報開示請求等の受付(R1:18件)</li> <li>情報セキュリティに関する職員研修実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開請求の状況(第4回-資料1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘匿すべきもの以外は、あらかじめHPに公開すればよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過剰と感じるほどの情報公開請求がっており、公開資料作成に多くの時間が費やされている。また、長時間に及ぶ資料説明も要求されていることで通常業務に支障が出ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画を推進したい一方で、情報提供(説明)が不足している矛盾がある。</li> <li>情報の公開で一職員の責任が問われることがないように、ルールを明確化する必要がある。</li> <li>個人情報や入札情報などの公開しない情報を明記し、それ以外は公開するというルールをつくる。</li> <li>再任用を活用し、情報公開請求に対応する原課の負担軽減を図る。</li> <li>資料不存在の分析をし、必要な書類は作ることを市の方針として示す。</li> <li>以上のような改善を行っただけで、請求が多い状況であれば次の段階を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは行政が情報共有の大原則を徹底することが大事である。</li> <li>情報の公開で一職員の責任が問われることがないように、ルールを明確化する必要がある。</li> <li>個人情報や入札情報などの公開しない情報を明記し、それ以外は公開するというルールをつくる。</li> <li>再任用を活用し、情報公開請求に対応する原課の負担軽減を図る。</li> <li>資料不存在の分析をし、必要な書類は作ることを市の方針として示す。</li> <li>以上のような改善を行っただけで、請求が多い状況であれば次の段階を考える。</li> </ul>
2 情報の入手しやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報だざいふの発行</li> <li>HPでの動画配信の強化</li> <li>SNSでの情報発信の強化(Facebook、Twitter、Youtube、LINE(R2末運用))</li> <li>各種計画の進捗状況の公表</li> <li>各種事業の説明会開催</li> <li>審議会等に関する会議の公開及び会議録の公表</li> <li>議会ライブ中継と録画映像の公開(H27～)</li> <li>議会だより発行(年4回)</li> <li>議会HPによる情報提供</li> <li>年間200回を超える市民の来客対応</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者など情報弱者への効果的な情報提供。</li> <li>回覧板の活用。</li> <li>マスメディア(TVや新聞など)の活用。</li> <li>若い世代(学生含む)への効果的な周知方法。</li> <li>居住は太宰府でも勤務地等が近隣市という人も多いため、そういう人たちへの情報発信をもっと行うべき。</li> <li>シティブランドランキング住みよ街2020太宰府市全国20位。その中の「自治体の運営」分野で行政からの情報発信が充実している全国6位。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報は関心があるときにしか入ってこないし、探しに行かないものであるため、「関心があるときにアクセスできること」が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を得たいと思った時に容易に入手できるような工夫をする。(例:入手できる手段の複数化。)</li> <li>検索情報の分析を行ったり協働を取り入れたりして、市民ニーズに適合した情報を発信する。(例:HPの各ページ末尾に簡単なアンケートを設置、キーワード登録で関連情報が届くシステムの導入。)</li> <li>高齢者にとって広報だざいふは重要な情報源であるため、重要な情報は広報だざいふに載せたほうが良い。</li> </ul>
3 情報の伝え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットやパンフレットの発行</li> <li>HP等の多言語表示</li> <li>市民べんり帳の発行</li> <li>市勢要覧(太宰府市の概要)のHP掲載</li> <li>出前講座による情報提供(R1:88件)</li> <li>在住外国人に向けた生活情報の提供</li> <li>障がい者に向けた生活情報の提供</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの内容の充実。</li> <li>広報だざいふの内容の充実。</li> <li>もっと市長(職員)や議会(議員)が、積極的に市民へ発信してほしい。</li> <li>市からの適切な情報提供(内容や頻度など)。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員だけで広報だざいふ等を編纂しているのであれば、市民が知りたい情報が載るかは疑問である。</li> <li>広報だざいふは読み飛ばす人が多い。</li> <li>自治会で重要な情報は回覧しているが、それでも見ない人はいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報委員会等に市民参画を取り入れて、広報のあり方(情報を受け取りやすくする工夫)を研究する。(例:モニター制度、自治会長等との意見交換の実施。)</li> </ul>
4 情報提供手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報だざいふの発行</li> <li>HPでの動画配信の強化</li> <li>SNSでの情報発信の強化(Facebook、Twitter、Youtube、LINE(R2末運用))</li> <li>民宿サブチャンネルによる情報発信(4月下旬より運用)</li> <li>定例記者会見の実施(H30～)</li> <li>臨時記者会見の積極的活用</li> <li>各種事業の説明会開催</li> <li>議会ライブ中継と録画映像の公開(H27～)</li> <li>議会だより発行(年4回)</li> <li>議会HPによる情報提供</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS(Twitter、Facebook)やLINEの活用など、インターネットやアプリでの情報提供の充実。</li> <li>多様な情報発信ツールの活用(市広報誌、インターネット、駅前掲示板、公共施設など)。</li> <li>マスメディア(TVや新聞など)の活用。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSの特性として興味が無ければ見ない。</li> <li>多くの媒体での情報提供を行っているにも関わらず、やってほしいという意見が市民から出ているということは、市民に届くSNSになっていないのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関心を持ってもらう工夫をする。(例:関心が無くても面白いから見ることで情報が伝わるという方法など。)</li> <li>多様な媒体での情報発信について、トランプル回避のため、ルールを設けている自治体もあり、太宰府市でも検討する必要がある。</li> </ul>

検討シート(運用の改善)

②市民参画

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 広聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民説明会やワークショップ等の開催 (R1:26回、参加人数483人)</li> <li>アンケート調査の実施 (R1:9回、平均回答率55.0%)</li> <li>市政への提言 (R1:814件)</li> <li>市民の意見箱 (R1:89件(74通))</li> <li>出前講座による情報提供 (R1:88件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市自治基本条例の検証にかかる取り組み状況調査結果-市民参画の状況 (第1回-資料5、P4)</li> <li>市民説明会やワークショップ過去3年間 (H29年度~R1年度)の実績 (第2回-資料)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見箱を設置(市民が市に意見を言いやすい環境の整備)。</li> <li>市民からの意見の内容や回答を公開する。</li> <li>市と市民の意見交換の場を設ける。</li> <li>自治会との協力。</li> <li>窓口の整備。</li> <li>意見表明方法の周知。</li> <li>市役所の開庁時間の延長や支所の整備。</li> <li>どういう町を作りたいのか、意見をもっている人はたくさんいる。市に個人が伝えやすい方法を考えるべき。</li> <li>早い段階から市民意見を引き出し、市民の意見を活かすことを考えて欲しい。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見が出しやすくなるようなシステム作りが必要。</li> <li>「市民の意見を引き出し、市民の意見を活かす」ためには意見を聴く側の努力が必要である。</li> <li>広報と広聴はセットであるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に向いて市民の意見を聴く。(例:出前講座の積極的な実施、コロナ禍における遠隔システムの活用など参加しやすい方法の検討。)</li> <li>意見箱の意見と対応はホームページに公開する。</li> </ul>
2 市民公募のやり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の設置 (R1:25機関、公募委員8人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱 (第4回-資料3)</li> <li>太宰府市附属機関等の委員公募実施要綱(第4回-資料4)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募を実施しても、応募がない。</li> <li>会議の内容が専門的で、市民公募に適さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民公募を原則としているにも関わらず、各審議会規則の組織構成に規定がないのはおかしい。</li> <li>附属機関等の委員公募に、選考基準を規定するのは誤解を招く可能性がある。</li> <li>無作為抽出で市民公募を行っているのに、最終的に選考することは全市民の多様な意見をバランスよく反映するという趣旨に反している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各審議会規則に市民公募を明記する。</li> <li>市民公募の委員選考において抽選を導入する。</li> </ul>
3 多様な市民参画の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の設置 (R1:25機関、公募委員8人)</li> <li>パブリックコメントの実施 (R1:4回、意見100件)</li> <li>市民説明会やワークショップ等の開催 (R1:26回、参加人数483人)</li> <li>アンケート調査の実施 (R1:9回、平均回答率55.0%)</li> <li>市政への提言 (R1:814件)</li> <li>市民の意見箱 (R1:89件(74通))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市自治基本条例の検証にかかる取り組み状況調査結果-市民参画の状況 (第1回-資料5、P4)</li> <li>市民説明会やワークショップ過去3年間 (H29年度~R1年度)の実績 (第2回-資料)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画しやすい市政運営、参加したいと思う仕組み作りを行ってほしい。</li> <li>市民参画の機会が少ない。市政の重要な問題について、住民投票を行っていったら良いと思う。</li> <li>早い段階から市民意見を引き出し、市民を活かすことを考えて欲しい。</li> <li>シティブランドランキング住みよい街2020太宰府市全国20位。その中の「自治体運営分野で多様な地域参加の機会がある」全国1位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情や要望が主で、計画全体への反映が難しいものが多かった。</li> <li>費用と時間がかかるため頻繁に実施することが難しい。</li> <li>パブリックコメントを実施したが、意見が出てこなかった。</li> <li>意見交換会の参加者が固定化している。</li> <li>新たに参加しようとした人が、会場の雰囲気を見て帰ってしまう。</li> <li>開催方法に様々な意見がある。</li> </ul>	—	—

検討シート(運用の改善)

③コミュニティ(協働)

	項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1	自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動への参加(R1:自治会加入率93.6%)</li> <li>校区自治協議会の設立(H21)</li> <li>校区行事の開催(R1:33事業、参加人数約9,800人)</li> <li>自治会活動への支援(地域運営支援助成金、地域コミュニティ推進事業補助金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・校区自治協議会・市自治協議会と市の関係(第3回-資料2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動を支援するために行政が動いた方が、市民参加率が上がるのでは。</li> <li>ゴミ問題、公園掃除、資源回収等高齢化が進んでいくと、このままでは無理な様な気がする。</li> <li>市からお願いの形で自治会に事業が下りてくるが、その決定に自治会は関わっておらず、一方的である。</li> <li>市民が自治会活動を通してまちづくりに参画出来る体制づくりが必要。</li> <li>市政が行う業務をコミュニティに押し付けることがあってはならない。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援事業が計画されているが、市民参画でどこまでできるか、どこまで担うのか等を検討すべき。</li> <li>課題への対応が各自治会の枠でとどまっている。</li> <li>自治会への自主的な参加が問題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の推進等に当たっては、地域自らが必要だと認識し、自ら実施しようと思えるような工夫をする。</li> <li>横の連携を促すような取り組みを行う。</li> </ul>
2	協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会活動への支援(地域運営支援助成金、地域コミュニティ推進事業補助金)</li> <li>NPOボランティア支援センターの設置(H18~)</li> <li>ボランティア講座の開催(R1:17回、参加人数275人)</li> <li>協働事業(R1:NPO法人、ボランティア団体48件)</li> <li>協働力向上セミナー開催(R1)</li> <li>「令和発祥の都まちづくりに関する包括連携協定」の締結(九州電力株式会社福岡支店)</li> <li>包括連携協定締結(西日本鉄道株式会社)</li> <li>観光振興にかかる連携協力に関する協定締結(株式会社三井住友銀行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・校区自治協議会・市自治協議会と市の関係(第3回-資料2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政が行う業務をコミュニティに押し付けることがあってはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働を実践するための住民参画制度(まちづくり団体の登録、実践計画提案など)の制度化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政とコミュニティがなかなか結び付いていない。協働ができていないように感じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティに仕事を押し付ける事が無いように一定のルール化が必要である。</li> </ul>

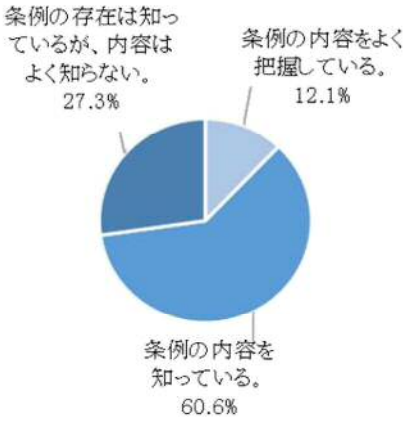
検討シート(運用の改善)

④条例の周知

	項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策												
1	世代に合わせた周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例パンフレットを作成し、HPに掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市自治基本条例パンフレット(第1回-資料11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に難しく、抽象的でよく分からない。</li> <li>条例が知られていない。もっと市民に周知し、理解を促す取り組みが必要。</li> <li>世代にあった方法で普及させることが大事。</li> <li>広報紙で各項目ごとの解説をシリーズ掲載するなど、啓蒙を進めれば理解が進むと思う。</li> </ul> <p>【自治基本条例を知っていますか？】</p> <table border="1"> <caption>【自治基本条例を知っていますか？】</caption> <thead> <tr> <th>回答内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容を知られている</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>読んだことがある</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>聞いた(見た)ことがある</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>まったく知らない</td> <td>73.9%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	回答内容	割合	内容を知られている	1.0%	読んだことがある	4.9%	聞いた(見た)ことがある	19.1%	まったく知らない	73.9%	無回答	1.0%	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは条例の周知を徹底するべき。</li> <li>条例が難しいと感じる事は当然であり、それを想定して手引きやパンフレットを作っているが、これらがセットであることが理解されていないようである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文と解説のセットで周知する。</li> <li>各種アンケートを情報発信の機会として活用する。</li> <li>学校教育の教材とする。</li> <li>広報紙に解説を掲載する。</li> </ul>
回答内容	割合																		
内容を知られている	1.0%																		
読んだことがある	4.9%																		
聞いた(見た)ことがある	19.1%																		
まったく知らない	73.9%																		
無回答	1.0%																		
2	解説書の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例パンフレットを作成し、HPに掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太宰府市自治基本条例パンフレット(第1回-資料11)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙で各項目ごとの解説をシリーズ掲載するなど、啓蒙を進めれば理解が進むと思う。</li> <li>手引き(解説の内容)をもっと市民に周知すべき。</li> <li>条例に興味を持つ工夫が必要。</li> <li>高齢者や子どもでも理解できる解説をしてほしい。(漫画、DVDなど)</li> <li>解説自体がわかりづらい。</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>解説が分かりづらいのであれば、分かりやすく改良すべきだが、「分かりやすくしてくれ」というのは自治基本条例の精神に合致していない。</li> <li>個別の課題に対しては、議会基本条例や男女共同参画推進条例等の既存の条例があることが市民に意識されていないようである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画で分かりやすい解説書を作る。</li> <li>個別の条例があるものは解説に記載し、自治基本条例と個別条例が紐づけられるような工夫をする。</li> </ul>												

検討シート(運用の改善)

⑤その他

項目	市の取り組み状況	関連資料	市民の意見	職員の意見	審議会の意見	審議会が提案する運用改善策
1 条例・規則・要綱等(の制定・改正時)の自治基本条例への整合化手続き	・制定後において、各条例の制定時に自治基本条例との整合性に関するチェック項目を設ける等の対応は出来ていない。	・太宰府市法令等審査委員会規則(第4回-資料6)	・これまでの手続き(やり方)が条例に則って適切だったかを検証するべきであった。	—	・条例間の齟齬を回避することは基本中の基本であり、見つけたところから改善すべき。	・法令審査委員会でのチェック項目に自治基本条例との整合性を入れる。 ・自治基本条例との整合性のチェックを法制執務担当者の責務として明確化する。 ・条例間の齟齬の指摘を人事評価に組み込んだり、チェックする研修を行う。
2 職員への浸透・職員の意識改革	・人材育成基本方針の改訂 ・職員と経営方針の勉強会(三役)	・人事評価シート(能力評価)(第4回-資料2)	—	【自治基本条例の把握状況】  <p>条例の内容をよく把握している。12.1%          条例の内容を知っている。60.6%          条例の存在は知っているが、内容はよく知らない。27.3%</p>	・職員への周知を図る仕組みが出来ていない。 ・市民間の対話を促す開放型、参加型行政の在り方を実現すべく、行政側には意識を変えてもらう必要がある。 ・人事評価シートの評価項目を見ると市民ニーズへの対応、問題解決への積極的な取り組み、できないではなく法令解釈を行ってできる方法を考えるという部分が弱い。 ・太宰府市の人事評価シートは総務省が提示する一般的なシートをベースにしており、市の人材育成基本方針を十分に反映しきれていないように思われる。	・新人研修、人事評価などで自治基本条例を周知する。 ・市の条例に関する知識や運用する自覚がどれほどあるかを人事評価の評価項目とする。 ・人事評価シートに人材育成基本方針を反映することを検討する。
3 市民及び専門家が参画する行政評価の実施	・施策評価をHPで公表している。 ・平成29年度～平成30年度に事務事業外部評価委員会を設置し、市民参画のもと外部評価を実施したが、行政評価の在り方について多数の意見があったため、現在はその在り方を検討している。	—	—	—	・2年間、市民参画で行政評価が出来ていないことは問題である。 ・出来ていない状況であるにもかかわらず、職員調査において、「従前から条例の趣旨に沿った取り組みが出来ている」との回答が多かったことは、職員意識に問題があるといえる。	・市民及び専門家等の参画のもと、行政評価を実施する。
4 自治基本条例で求められている個別条例の制定等	—	—	—	—	—	—
5 条例をフォローする仕組み	—	—	—	—	・条例の制定に関与していない者が条例の見直しを議論するには難解なことが多い。	・条例制定に関与した方たちが議論する場を設ける。
6 現状を把握し改善につなげる仕組み	—	—	—	—	・行政評価や施策のフィードバックがなされていない状況が見受けられる。 ・やったことで終わっていて、それが効果を発揮しているかをチェックする仕組みがないことが問題である。	・現状を分析し、フィードバックする仕組みをつくる。